

論稅租入門

進 著
佐藤 弘文
伊東



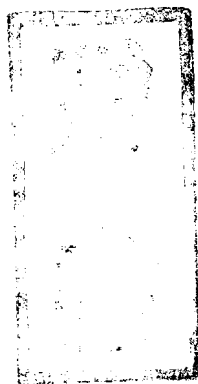
三嶺書房



965968

論稅租入門

佐藤 進 著
伊東 弘文



三嶺書房

著者略歴

佐藤 進

1926年 東京生れ

1947年 東京大学経済学部卒業

1959年 武蔵大学経済学部教授

1977年 東京大学経済学部教授

現在 新潟大学教授、経済学博士

主要著書

「近代財政の成立過程」東京大学出版会、1965年

「現代税制論」日本評論社、1970年

「付加価値税論」税務経理協会、1972年

「財政学」税務経理協会、1976年（新版、1982年）

「日本の税金」東京大学出版会、1979年

「財政学入門」同文館、1981年

「現代西ドイツ財政論」有斐閣、1983年

「地方財政総論」税務経理協会、1985年

「文学にあらわれた日本人の納税意識」東京大学出版会、1987年

現住所 〒171 東京都豊島区高田2-17-26-505

伊東 弘文

1943年 大分県生れ

1968年 九州大学大学院経済学研究科修士課程修了

市立北九州大学商学部助手、助教授、教授を経て

現在 九州大学経済学部教授、経済学博士

主要著書 「現代西ドイツ地方財政論」文眞堂、1986年

主要論文 ドイツ・インフレーションの終焉と通貨・財政改革
(1923年～1924年) (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ・完) 北九州大学
商経論集 第13巻1, 2号, 14巻1号 等。

現住所 〒811-34 宗像市日の里5丁目3-64-403

入門租税論

定価 2,800円

1988年9月30日 初版第1刷発行

著者——佐藤 進
伊東弘文

発行者——武井隆男

発行所——三嶺書房株式会社
〒101 東京都千代田区神田錦町1-7錦町1丁目ビル
☎ 03-294-6263

©S. Satō, H. Itō 検印省略
Printed in Japan 1988
ISBN4-914906-81-3

印刷・製本——西書印刷

はしがき

本書は、書名が示すように、租税論への入門の書である。入門というのは、租税とは何かということを考え、研究する出発点に著者自ら立ちながら、そこへ読者を誘うことであろう。本書はそのような出発点を、「租税論の基礎」(第一部)および「日本税制論」(第二部)という形で構成した。本書は、昨今の税制改革論議に安直な処方箋を提供することを意図していない。基礎と日本税制の枠組に立ちかえって、租税の根本と現行税制の問題点とを考察しようとしているのである。

本書の特徴を、第一部と第二部について簡単に述べておこう。第一部「租税論の基礎」においては第一に、租税や課税の基本概念を考えてみた。租税論に特有の用語(ターム)を単に辞典的にではなく、租税の本質との係わりをなかで説明した。

第二に、このような租税の経済的な諸作用と、租税体系のあり方についても多面的に検討した。租税は経済社会から自然に生れたものではなく、外部的なものであるから、経済社会に与えるその作用と体系構成とが問題になるのである。

第三に、課税対象の基本は所得、消費、資産であるが、納税義務者は個人または法人である。これらを組合せた基本的税目として所得税、法人税、売上課税(間接消費税)、資産課税を順次考察した。

第四に、全体として租税論のさまざまな概念の把握を中心に議論が進められていると言えるかもしれない。これは、しばしば現実の税制改革が「抜本改革」を謳いながら、「抜本」の実に乏しい場合が多いことを意識したからである。

第二部「日本税制論」においては、第一に、日本の税制を広く古代から現代に至る歴史的な発展形態においてトータルに把握しようとした。その際、日本人が抱く納税意識と税金との係わりの問題を考察の範囲にいられている。

第二に、わが国税制の主要なものについて、その成立過程から現在に至る沿革的な発展を特徴づけた。これは、日本税制に内在する問題点を整理することと重なりあっている。

第三に、「抜本的税制改革」が問題となっている今日の状況を念頭に置き、税制改革論の流れを客観的かつ批判的な観点からあとづけようとした。

第四に、全体として無味乾燥な抽象的租税論ではなく、国民の納税意識の問題を議論のなかに取り入れ、初学者や専門外の人にも近づきやすい租税論を展開する工夫をした。

ところで、租税に関する文献は、まことに汗牛充棟の感がある。技術的問題を扱ったものをふくめると、それこそ無数と言ってもよい。また、税制改革論議が近年とみに高まったところから、数々の注目すべき内外の文献が新たに出てきている。本書においても、基本的文献に加えてそれらを広く参照するように努めたが、すべてには言及できなかった。

本書第一部、第二部の特徴はすでに述べたところであるが、そういうものとして本書は類書のなかでも何がしかの独自性をもつと考えている。あえてつけ加えれば、アメリカ租税論の影響が強いわが国の財政学界の現状のなかで、財政学研究ではいつそう古い伝統をもつヨーロッパ、とくに西ドイツの租税論研究の成果を取り入れ、バランスを図

っている点にも独自性があるかもしれない。

このような本書が、租税問題に関心をもち、勉強している人々に対して何らかの参考となることを願う次第である。本書は我々兩名の共著であって、第一部、二部の各章の構成、執筆原稿の内容の検討等において、兩名の数度にわたる意見交換を経て公けにされている。しかし、第一部「租税論の基礎」については伊東が、第二部「日本税制論」については佐藤が責任をもつものである。

最後に、本書の刊行に際して大変お世話になった三嶺書房の伊藤実枝子さん、武井隆男氏に謝意を表しておきたい。

一九八八年七月

佐藤 進

伊東 弘文

目次

はしがき

第一部 租税論の基礎

第一章 租税の概念

1 租税の定義 5

2 租税負担と利益説 13

3 租税負担と能力説 17

第二章 課税の基本概念

1 課税の実際 27

2 課税主体、課税物件、課税標準 29

3 税率、税額、租税確定・徴収 39

第三章 課税の作用

1 誰が租税を負担するのか 49

2 課税の「信号」作用 56

3	課税の価格作用	61
4	課税の所得作用	69
第四章 租税原則と租税体系……………73		
1	古典的租税原則——スミスとワグナー——	73
2	現代の租税原則——ノイマルクとマスグレーブ——	81
3	地方税原則の発展	89
第五章 個人所得税……………97		
1	所得税の地位	97
2	所得の概念とその適用上の問題点	100
3	包括的所得税への接近	108
4	支出税	122
第六章 法人税……………129		
1	法人課税の原理	129
2	統合課税と分離課税	136
3	法人課税の現実問題	143
4	資金ベース法人税	150
第七章 売上課税（間接消費税）……………157		
1	間接税とは何か	157
2	個別消費税	159
3	一般売上税	162

第八章 資産課税

- 4 付加価値税 168

185

- 1 資産課税とは何か 185

- 2 富裕税 189

- 3 資産移転税——遺贈力継承税 194

- 4 累進的資産取得税（ミード報告） 201

第二部 日本税制論

第一章 日本人と税金

- 1 日本人の納税意識 209

- 2 日本の税金の成りたち 212

209

第二章 シャウプ勧告と日本の税制

- 1 シャウプ税制の見直し論議 219

- 2 シャウプ勧告とそのポイント 221

- 3 シャウプ税制をどう見直すか 226

219

第三章 日本の所得税

- 1 日本の所得税の成りたち 231

- 2 所得税法における所得概念 233

- 3 源泉徴収と申告納税 236

- 4 サラリーマン税金訴訟 239

231

5	課税ベースと税率	242
第四章 日本の法人税		
1	日本の法人税の成りたち	247
2	法人税制の基本的仕組み	249
3	法人の実効税率と実質税負担率	252
4	法人税改革の視点	254

第五章 間接税をめぐる問題		
1	日本における間接税	259
2	売上税・消費税論議の歴史	261
3	売上税法案とその挫折	263
4	消費税案とその問題点	266
5	日本における間接税の将来	268

第六章 資産および資産所得課税		
1	相続税の沿革	273
2	現行相続税・贈与税の問題点	276
3	資産所得課税	278

第七章 地方税改革問題		
1	戦前の地方税制改革論	283
2	シャープ地方税制とその後	285
3	「抜本的税制改革」案と地方税	289

索引		
		304

入門租稅論

第一部

租税論の基礎

第一章 租税の概念

1 租税の定義

租税とは何か。租税を定義することについては、ドイツの財政学者たちが永い間努力を繰りかえしてきた。なかでも著名な財政学者F・ノイマルク (Fritz Neumark) は、比較的近年の論文で租税の現代的な発展と特徴に注目しつつ、以下の五点に整理している。⁽¹⁾

1 ノイマルクの整理

第一に、租税の本来的な特徴として、非市場経済的性格が挙げられる。というのは、租税とは、国家が国民に対して一定額の経済価値の譲渡を要求するものであるが、そのような国家とは本質的に市場外存在にはかならないからである。いいかえれば、租税という経済価値の譲渡は、国家主権の行使から生れる強制力によって担保されているとも言うことができよう。租税の本来的な特徴は、租税が根本的に公権力を背景にした強制性をそなえている点に求められる。

しかし、使用料・手数料、分担金等の公課も、法令によって強制性を付与されているのが普通である。そこで、租税をこれらから区分するためには、いっそう立ちいった基準が必要である。

租税の第二の特徴とされるのが、租税の無償性である。すでに古く A・ワグナー (A. Wagner) はこの点に着目して、使用料手数料等が「特定の報償性」をもつに對し、租税は「一般的報償性」をもつとした。

使用料・手数料と異なり、租税は個々の納税者には無償的である。租税納付と引換えに、何か特定の財貨・サービスが与えられるわけではない。しかし、納税者全体に對しては國家活動からもたらされる種々の給付という形で「一般的報償性」をもつというのである。ノイマルクによれば、このようなワグナーの解釈はまず、租税に基づく歳出の効果が免税点以下の所得者のような非納税者にも及ぶという点で誤まっている。さらに、「一般的報償性」關係にあるはずの、免税点を超える納税者の場合でも、租税負担と歳出のもたらす効用との量的關係はさまざまであつて、負担と効用とが対応しあうことはないという点を考慮していない。

ワグナーのように租税を「一般的報償性」關係で特徴づけるのは本来できないのである。租税はそれ自体としては、「民間部門から政府に對する無償給付」⁽²⁾以外にはなにも表わしていない。使用料・手数料は、いわば「有償給付」である。広く流布しているワグナー流の「一般的報償性」という租税の定義は、誤まりと言わねばならない。⁽³⁾

さて、租税の第三の特徴はその進取的性格である。ノイマルクは、租税がどんな目的に用いられるかをア・プリオリに導きだすことはできないことを強調する。調達された租税資金は國家によつて財貨あるいはサービスの購入（非移転的経費）に充てられることもできるし、また各種の移転的経費の形態で第三者に交付されて彼らが財貨・サービスの購入に支出する場合もある。

租税は、經濟政策目的に利用される場合もある。たとえば、西ドイツの經濟安定・成長促進法⁽⁴⁾は景氣過熱時には財

政調整積立金を積立てることを規定している。それ故、これに充てられる租税資金は、もっぱら景気政策の道具としてのみ理解しうる。というのは、経済安定・成長促進法はこの種の租税資金の積立を零にすること（景気変動をなだらかにすること）を意図しているからである。このような景気政策の道具としての租税は、国庫の道具としての租税と異なり、税収確保が目的ではないのである。

租税の道具的な性格は、すでに古くから奢侈抑制等を目的として掲げる目的税のなかに現われていた。しかし租税の現代的発展は、その道具的性格をいっそう広くかつ意識的に利用するものとなっている。

現代における租税の第四の特徴は、国庫の資金調達の「最終的」充足手段であるという租税の本質的な性格が後退し、それにつれて公債が「利子付きの租税」に近似しつつある点である。このような発展は、ひとつには公債の累積が巨額となり、これを租税によって償還することは事実の問題として、もはや不可能とみられるようになっていくからである。租税は「最終的」充足手段であることを止め、もっとも重要ではあるが、充足手段のひとつに相対化されたのである。

もっと積極的に、現代の財政政策は租税収入のみならず、公債収入を前提としてなりたっているとも言えよう。公債は利子という追加費用を必要とする点で租税と区別されはするが、国庫の収入調達の手段としては租税と公債とを古典的かつ厳密に区分することは、難しいようになっていく。

最後に第五の特徴として、一連の租税の調達過程における課税の一方的性格を指摘しなければならぬ。課税の一方的性格は、ふたつの側面からなる。第一の側面は、課税の一般的規範を国家が一方的に規定することである。これは具体的には、立法府の関与と同意を経て租税関係諸法を法定するということになる。

この側面から明らかになるのは、政府のインフレ政策を指して「課税の一形態」と呼ぶことがよくあるが、この表